甲良町

第3期子ども・子育て支援事業計画

（素案）

令和７年３月

甲良町

**目 次**

**第１章　計画の策定にあたって**

１－１　計画策定の背景と趣旨 ３

１－２　計画の位置づけ ４

１－３　計画の策定体制 ６

**第２章　子どもや子育てを取り巻く状況**

２－１　甲良町の状況 ９

２－２　教育・保育サービス等の状況 16

２－３　アンケート調査の結果からみえる状況 21

２－４　第３期計画策定に向けた課題 33

**第３章　計画の基本的な考え方**

３－１　基本理念 37

３－２　基本的視点 38

３－３　基本目標 39

３－４　施策の体系 40

**第４章　施策の展開**

基本目標１　子どもの成長を支えるまちづくり 43

基本目標２　心豊かな子どもがいきいきと育つまちづくり 45

基本目標３　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり 49

基本目標４　配慮が必要な子ども・家庭の支援 51

**第５章　量の見込みと確保方策**

５－１　量の見込みの算出方法 57

５－２　子どもの人口の推計 58

５－３　教育・保育提供区域の設定 59

５－４　教育・保育の量の見込みと確保方策 60

５－５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 63

**第６章　計画の推進**

６－１　計画の推進体制 76

６－２　計画の点検・評価・改善 77

**参考資料**

資料１　甲良町子ども・子育て会議条例 81

# **第１章**

# **計画の策定にあたって**

**１－１ 計画策定の背景と趣旨**

昨今、少子高齢化、国際化、情報技術の進展といった社会動向をはじめ、核家族化の進行、共働き家庭の増加や働き方の多様化、地域のコミュニティの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

こうした中、国では、平成24年度にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざした「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されました。

これに伴い、甲良町（以下「本町」という。）では「はじける笑顔　輝く子ども！甲良っ子の成長をみんなで支えるまちづくり」を基本理念とした「甲良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を平成27年３月に策定し、子育て支援に関わる様々な取組を進めてきました。

そして、第１期計画の進捗状況や課題、町の現状を分析するとともに、国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映させながら、令和２年度から令和６年度を計画期間とする「第２期甲良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第２期計画」という。）を策定しました。社会状況の変化に対応しつつ、関係機関とも連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、子どもや子育て環境の充実を図る取組を推進してきました。

この期間において、国では、令和４年６月に子どもに関するすべての施策を推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立、令和５年４月には、すべての子どもたちが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するため、子ども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足しました。

本町では、第１期計画及び第２期計画の基本理念を引き継ぎ、国の動向も勘案し、令和７年度を起点として今後５年間を対象とする「第３期甲良町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、保護者の働き方やライフスタイルの変化に伴う多様なニーズや子どもの発達や年齢に応じたきめ細かな対応が一層図れるよう、すべての子ども・子育て世帯に寄り添い、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援が包括的に提供できるよう施策を推進します。

## １－２　計画の位置づけ

#### １．法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、子どもたちの健やかな成長を願う人々が、子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが一層連携を強化し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。また、第２期計画に引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含する計画とします。

#### ２．本町における計画の位置づけ

　本計画は、本町の運営の柱となる「第４次甲良町総合計画」を上位計画とし、甲良町地域福祉計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。また、その他分野ごとに策定された関連する他計画との整合・連携を図り策定しています。

**第４次甲良町総合計画**

甲良町地域福祉計画

国

子ども・子育て

支援法

次世代育成支援

対策推進法

第３期甲良町子ども・子育て支援事業計画

（本計画）

整合・連携

その他関連計画

甲良町高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

甲良町障害者基本計画及び甲良町障害福祉計画

甲良町障害児福祉計画

甲良町食育推進計画及び健康増進計画

・・・等

３．計画期間

本計画は、令和７（2025）年度から令和11（2029）年度までの５年間を計画期間として設定します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 和暦 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | **令和****７年度** | **令和****８年度** | **令和****９年度** | **令和****10年度** | **令和****11年度** |
| 西暦 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | **2025** | **2026** | **2027** | **2028** | **2029** |
| 計画 | 第２期甲良町子ども・子育て支援事業計画 | **第３期****甲良町子ども・子育て支援事業計画****（本計画）** |

## １－３　計画の策定体制

#### １．アンケート調査（町民のニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたって、町内の就学前児童（０～５歳児）の保護者及び町内の小学生（小学１～６年生）の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」（以下「令和５年度調査」という。）を実施しました。

令和５年度調査の結果は、子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用するとともに、本町における教育・保育施設や子育て支援事業のニーズ量（顕在・潜在需要）の算出のために活用しています。

○アンケート調査の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **調査の種類** | **調査の対象（母集団）** | **調査期間** | **実施方法** |
| 就学前児童アンケート | 甲良町在住の就学前児童（０～５歳児）の保護者 | 令和６年３月１日～３月29日　 | 町内施設を通じた配付及び回収 |
| 小学生アンケート | 甲良町在住の小学生（小学１～６年生）の保護者 | 令和６年３月１日～３月29日 | 町内小学校・施設を通じた配付及び回収 |

○アンケート調査の配付・回答状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **調査の対象** | **配布数** | **有効回答数** | **回収率** |
| 就学前児童の保護者 | 168票 | 79票 | 47.0％ |
| 小学生の保護者 | 234票 | 71票 | 30.3％ |

#### ２．「甲良町子ども・子育て会議」における検討

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、有識者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「甲良町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

#### ３．パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、計画策定の過程における町民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、町政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。パブリックコメントでは、計画案の趣旨や内容を公表し、お寄せいただいた町民からの意見や要望を計画に反映するように努めました。

# **第２章**

**子どもや子育てを取り巻く状況**

## ２－１　甲良町の状況

１．人口の状況

（１）総人口及び年齢３区分別人口の推移

　総人口の推移について、令和２年の6,995人から令和６年の6,473人まで一貫した減少傾向にあります。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14歳）は、令和２年の837人から令和６年の657人まで一貫して減少しています。生産年齢人口（15～64歳）についても、同期間で3,896人から3,536人まで一貫した減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は令和２年の2,262人から増減しながら令和６年の2,280人に至っています。

総人口及び年齢３区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）年齢別就学前児童数の推移

　０歳から11歳の子どもの人口は、令和２年の642人から令和６年の480人に至るまで減少傾向となっています。

年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２．世帯の状況

（１）世帯数・核家族世帯の状況

　　　核家族世帯数は、平成22年（1,223世帯）から平成27年（1,257世帯）にかけては増加傾向にありましたが、令和２年（1,228世帯）にかけては減少しています。また、世帯数に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります。

世帯数・核家族世帯の状況



資料：国勢調査

（２）18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる一般世帯数について、平成22年の677世帯から令和２年の499世帯まで減少傾向にあります。18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は、平成22年の44.6％から令和２年の53.5％まで増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

（３）６歳未満の子どもがいる世帯の状況

　　６歳未満の子どもがいる一般世帯は、平成22年の253世帯から令和２年の168世帯まで減少傾向にあります。６歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合について、平成22年の49.4％から平成27年の52.6％まで増加しているものの、令和２年は50.6％と減少に転じています。

６歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

（４）18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯

18歳未満の子どもがいる母子世帯は減少し、令和２年で22世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子家庭は増減しており、令和２年で10世帯となっています。

18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯

資料：国勢調査

３．出生の状況

（１）出生数の推移

　　出生数は増減を繰り返しながら推移し、特に令和４年から令和５年にかけての減少幅は大きくなっています。

出生数の推移



資料：人口動態調査

（２）母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

　　母の年齢（５歳階級）別出生率の推移について、平成25年及び令和４年を比較してみると、20～24歳、30～34歳、30～39歳の割合が減少しているのに対して、15～19歳、25～29歳、40～44歳の割合が増加しています。

母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移



資料：人口動態調査

（３）未婚の状況

年齢の５歳階級別未婚率について、平成27年と令和２年の数値を比べると、すべての階級における未婚率が上昇しています。

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

４．就業の状況

（１）男性の年齢階級別就業率の推移

　　男性の年齢５歳階級別就業率について、平成27年と令和２年を比較してみると、特に20～24歳、65歳以上における年齢階級の多くで就業率が上がっている傾向が見られます。一方、25～29歳においては、平成27年が82.3％であるのに対し令和２年が75.4％と特に減少幅が大きくなっています。

男性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

（２）男性の年齢別就業率の推移（全国・県比較）

　令和２年における男性の年齢５歳階級別就業率を全国及び県の数値と比較すると、特に、15～24歳、30～54歳、65～69歳、75歳以上における数値は相対的に高くなっています。

男性の年齢階級別就業率の推移（全国・県比較）



資料：国勢調査

（３）女性の年齢階級別就業率の推移

　　女性の年齢５歳階級別就業率について、平成27年と令和２年を比較してみると、多くの階級において就業率が上がっている傾向が見られます。一方、35～39歳においては、平成27年が74.3％であるのに対し令和２年が66.0％と特に減少幅が大きくなっています。

女性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

（４）女性の年齢別就業率の推移（全国・県比較）

　令和２年における女性の年齢５歳階級別就業率を全国及び県の数値と比較すると、大方の階級において本町の就業率が高くなっています。特に、30～34歳、65～69歳、70～74歳における数値は相対的に高くなっています。

女性の年齢階級別就業率の推移（全国・県比較）



資料：国勢調査

## ２－２　教育・保育サービス等の状況

１．幼稚園の状況

　定員数は、令和２年から令和５年においては横ばいで推移していますが、令和５年から令和６年にかけて大幅に減少しています。利用児童数は、増減を繰り返しており、令和６年で16人となっています（10年前の平成27年における利用児童数は72人であったため、直近５年における数値は、当時と比べて大幅に減少しています）。

幼稚園の状況

資料：庁内資料

２．保育園の状況

　定員数は、令和２年から令和５年においては横ばいで推移していますが、令和５年から令和６年にかけて増加しています。利用児童数は、令和２年の174人から令和６年の134人まで一貫して減少傾向にあります。箇所数は横ばいで推移しています。

保育園の状況



資料：庁内資料

３．放課後児童クラブの状況

　定員数は、令和２年から令和６年においては横ばいで推移しています。利用児童数は、令和２年の76人から増減しながら令和６年の100人に至っています（10年前の平成27年における利用児童数は45人であったため、直近５年における数値は、大幅に増加していることから、ニーズが高まっているといえます。箇所数は横ばいで推移しています）。

放課後児童クラブの状況

資料：庁内資料

４．その他の状況

（１）児童虐待通告件数の推移

児童虐待通告件数は、令和２年及び令和５年がそれぞれ31件、32件と相対的に多く、その他の年は十数件となっています。

児童虐待通告件数の推移



資料：庁内資料

（２）児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、令和２年の80人から令和６年の71人まで減少傾向となっています。

児童扶養手当受給者数の推移

資料：庁内資料

（３）就学援助認定者数（小学生）の推移

小学生における就学援助認定者数は、令和２年の53人から令和６年の26人まで一貫した減少傾向となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移



資料：庁内資料

（４）就学援助認定者数（中学生）の推移

中学生における就学援助認定者数は、令和２年の32人から増減を繰り返しながら令和６年の18人に至っています。

就学援助認定者数（中学生）の推移

資料：庁内資料

（５）要保護児童・生徒数の推移

要保護児童・生徒数は、令和６年ではそれぞれ０人となっています。

要保護児童・生徒数の推移



資料：庁内資料

（６）不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数は、令和６年では小学生、中学生ともに２人となっています。

不登校児童・生徒数の推移



資料：庁内資料

## ２－３　アンケート調査の結果からみえる状況

１．子どもと家族の状況について

（１）日常的・緊急的にみてもらえる親族・知人の有無　【就学前児童、小学生】

　　就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ51.9％、54.9％と最も多く、「日常的に祖父母の親族にみてもらえる」がそれぞれ50.6％、52.1％と続いています。



（２）母親の就労状況　【就学前児童、小学生】

就学前児童、小学生ともに「パートタイム、アルバイト等で就労している（育休・介護休中も含む）」がそれぞれ41.8%、49.3％と最も多く、「フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）」がそれぞれ40.5％、40.8％と続いています。



**【前回（平成30年度）調査の結果　上位項目】**

・「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」…32.9％

・「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」…28.8％

・「以前は就労していたが、現在は就労していない」…22.6％

（３）母親の就労意向（就労者の就労意向）【就学前児童、小学生】

　就学前児童、小学生ともに、「今後（も）パート・アルバイトの就労を続けることを希望する」がそれぞれ69.7％、71.4％と最も多く、「出来ればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」がそれぞれ15.2％、17.1％と続いています。



（４）母親の就労意向（未就労者の就労意向）　【就学前児童、小学生】

就学前児童の母親について、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が50.0％と最も多く、「１年より先に、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」という、一定年数が経過した時点での就労希望を示す回答が41.7％と続いています。小学生の母親については、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が75.0％と顕著に多くなっています。



２．平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

（１）平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無　【就学前児童】

「利用している」が75.9％、「利用していない」が20.3％となっています。

　n=79



（２）平日の定期的に利用している教育・保育事業　【就学前児童】

「認定こども園」が61.7％と最も多く、「保育園（認可保育園）」（31.7％）、「幼稚園」（15.0％）と続いています。

n=60



（３）土曜や日曜日・休日、定期的に利用したい教育・保育事業　【就学前児童】

＜土曜日の利用希望＞

　「利用する必要はない」が72.2％と最も多く、「月に１～２回利用したい」が24.1％と続いています。

n=79



＜日曜日・祝日の利用希望＞

　「利用する必要はない」が68.4％と最も多く、「月に１～２回利用したい」が20.3％と続いています。

n=79



３．地域の子育て支援事業の利用状況について

（１）地域子育て支援拠点事業の利用状況　【就学前児童】

「利用している」が34.2％、「利用していない」が64.6％となっています。

n=79



（２）地域子育て支援拠点事業の利用希望　【就学前児童】

「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」が49.4％と最も多く、「現在は利用していないが、今後利用したい」（25.3％）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（22.8％）と続いています。

n=79



４．病気等の際の対応について

（１）子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無　【就学前児童】

「あった」が68.4％、「なかった」が13.9％となっています。

n=79



（２）子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応　【就学前児童】

「母親が休んだ」が90.7％と顕著に多く、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（40.7％）、「父親が休んだ」（24.1％）と続いています。

n=54



５．一時預かり等の利用状況について

（１）不定期の教育・保育の利用状況　【就学前児童】

「利用していない」が73.4％と顕著に多く、「一時預かり」（11.4％）、「幼稚園の預かり保育」（7.6％）と続いています。

n=79



６．小学校就学後の過ごさせ方について

（１）就学前児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所　【就学前児童】

１～３年生では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が42.3％と最も多く、「自宅」（30.8％）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」（15.4％）と続いています。４～６年生では、「自宅」が50.0％と最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」（26.9％）、「学習塾」及び「祖父母宅や友人・知人宅」（それぞれ19.2％）と続いています。

n=26



（２）就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所　【小学生】

「自宅」が49.3％と最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」（35.2％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（28.2％）と続いています。

n=71



７．育児休業制度の利用状況について

（１）保護者の育児休業の取得状況　【就学前児童】

父親では、「取得していない」が87.8％と顕著に多くなっています。母親では、「取得した」の39.2％が最も多く、「働いていなかった」（26.6％）、「現在取得中である」（13.9％）と続いています。



８．相談の状況について

（１）子育てについて気軽に相談できる人の有無　【就学前児童、小学生】

就学前児童、小学生ともに「配偶者」（それぞれ72.2％、73.2％）、「祖父母、親せき、（同居している）家族」（それぞれ64.6％、59.2％）、「友人や知人」（それぞれ51.9％、60.6％）が相対的に高い数値となっています。



**【前回（平成30年度）調査の結果　上位項目】**

＜就学前児童＞

・「祖父母等の親族」…78.1％　　　　　　　　・「近所の友人や知人」…50.7％

・「保育園の職員、幼稚園の教諭」…39.7％　　・「近所ではない友人や知人」…39.0％

＜小学生＞

・「祖父母等の親族」…63.2％　　　　　　　　・「近所の友人や知人」…56.8％

・「近所ではない友人や知人」…40.5％　　　　・「小学校の先生」…28.6％

９．子育て全般について

（１）保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度　【就学前児童】

満足と感じている割合（「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた数値）について、「地域における子育ての支援」（73.5％）が最も多く、「母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」（69.6％）、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」（64.5％）と続いています。一方、「子育てを支える生活環境の整備」（39.3％）については相対的に低い数値となっています。

n=79



（２）保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度　【小学生】

満足と感じている割合（「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた数値）について、「母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」が72.2％と最も多く、「地域における子育ての支援」（67.1％）、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」（62.0％）と続いています。一方、「仕事と子育ての両立の推進」（50.7％）については相対的に低い数値となっています。

n=71



## ２－４ 第３期計画策定に向けた課題

第３期計画策定にあたり、環境の分析やアンケートの結果等を踏まえ、第２期の基本目標ごとに本町の子ども・子育てを取り巻く課題について整理します。

#### １．子どもの成長を支えるまちづくり

　○地縁や血縁による子育てのサポートも弱まり、家庭内での子育ても孤立化する懸念があります。アンケートでは、子どもの子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所がない保護者が10％程度みられることが確認されました。こうした中、保護者に寄り添いつつ、きめ細かな相談や情報提供の充実をしていくことの重要性が増しています。

　○子育ての際には、親子での外出や交流の場での経験や様々な人との交流の中で不安を解消しながら、子育ての楽しさを体感する傾向があります。しかしながら、家に閉じこもって子育てするなど、孤独感や不安感を抱えたまま誰にも相談できずに過ごしてしまう保護者もみられます。孤独感や不安感を解消するためにも、交流の場などにおいて、子どもの成長を地域で応援できる環境づくりが求められます。

　○子どもの減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や、子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、放課後や週末等に、子どもたちが自主的に参加し自由に遊べ、安全に過ごせる場づくりが必要です。

○子どもたちが安全に過ごせる場所は、子どもの居場所にもなります。子どもたちの居場所をつくることは、子どもの自尊心を高め、健全な成長をしていくためにとても重要なことです。また、地域全体で子どもたちを見守ることにもつながるため、対応が必要です。

　○地域の子育て力の向上に向けて、役場をはじめ、認定こども園、地域、ボランティア等が連携し、地域全体で子育てする体制を構築することが求められます。

#### ２．心豊かな子どもがいきいきと育つまちづくり

　○妊娠から子育ての期間は、はじめての経験が多いだけでなく、生活の変化もあり、身体的・精神的にも不安定になりがちです。アンケートでは、仕事と子育ての両立に悩んだり、子どもの発達や栄養、教育などに悩みを抱えたりする保護者が少なくありませんでした。安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

　○町の事業実施にあたり、保育士など人材確保や効率的な運営などが厳しい状況も見受けられます。今後、町全体で事業の安定的な提供ができるよう、体制を整備する必要があります。

○子どもの個性や適性に応じた教育や多様な体験、交流ができる機会の提供によって、すべての子どもが生きる力を育むことが求められます。そのため、子どもの状況を見極めつつ、関係者が連携しながら子どもの育ちを支援する体制づくりが課題です。

　○情報化やグローバル化など社会がめまぐるしく変化しています。こうした変化に子どもたちが力強く、柔軟性をもって対応して生きていくために、直面する様々な課題に対応できる力を育むことができる教育や環境づくりが必要です。

#### ３．子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

　○共働き家庭の増加、働き方の多様化などが進んでいます。アンケートでは、子どもとの時間を十分に取れない、自分の時間が十分にもてないなど、仕事と子育ての両立の中で悩みを抱えている保護者が半数近く存在していました。そのため、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを整えていくことが必要です。

○核家族化の進行や、地縁的なつながりの希薄化などを背景に、家庭の子育てへの負担が増したり、悩みを抱えたりする家庭が増加しています。アンケートでは、日常的にお子さんを見てもらうことができない家庭が１割程度は存在していました。こうした家庭にも寄り添いつつ、支援を充実させることが大切です。

○保護者の用事の場合に、泊りがけで家族以外に見てもらう場面が生じて家族・知人に見てもらった場合の困難度を伺うと、非常に困難が２割、どちらかというと困難が５割と回答しており、躊躇しながら子どもを預けている保護者が少なくありません。そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、家庭の状況をきめ細かに把握しつつ支援する体制づくりを進めていく必要があります。

○本町の子育て支援の取り組みについて、仕事と子育ての両立の推進への満足度が相対的に低い状態でした。一方で、今後の重要度を伺うと、８割程度の保護者が「重要／どちらかといえば重要」と答えており、仕事と子育ての両立の推進に向けた取り組みを進めていく必要性があります。

○アンケートでは、子ども等の安全確保について、日々の声かけや見守りの中で子どもの安全確保を望むという声が少なくありませんでした。町の取り組みに対する今後の重要度でも、子ども等の安全の確保については、９割の保護者が「重要／どちらかといえば重要」と答えており、子ども等の安全確保の取組を今後も進める必要があります。

#### ４．配慮が必要な児童・家庭の支援

　○障がいのある人もない人も住み慣れた地域でともに自分らしく暮らしていくために、子ども一人ひとりの状況を見極めながら配慮を考え、それを実現していくことが大切です。障がいや発達の課題のある子どもも包摂する（インクルーシブ）社会を構築していくため、障がい児支援の充実だけではなく、障がい等の課題があっても活躍できるよう社会の認識を変えていくための啓発活動が必要になります。

　○児童虐待やヤングケアラーに対して、見たり聞いたりしたことがある保護者は１割程度と少なくありません。こうした状況の中にあっては、いち早く現状把握して対応することが重要であり、町や児童家庭相談員、学校関係者等が連携し、さらに強化していくことが必要です。

　○親の経済的貧困は、子どもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。この環境の優劣は、子どもの学力や進学の格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼします。貧困対策として、経済的な支援を行うだけではなく、様々な環境にいる子どもたちが等しく健やかに成長できるよう総合的に取り組む必要があります。

○子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護についての重要性は高まっています。アンケートでは、いじめについて、見たり聞いたりしたことがあると答えた保護者は小学生で３割弱でした。さらにいじめなどに対して子どもと話したことがある保護者は小学生で７割を超えるなど関心がある状況です。相談しやすい環境づくりに対しても、電話やＳＮＳの相談や24時間の対応を６割の保護者が必要と考えており、体制の整備が必要です。

# **第３章**

**計画の基本的な考え方**

**３－１　基本理念**

**【基本理念】**

**はじける笑顔　輝く子ども！**

**すべての甲良っ子の成長をみんなで支えるまちづくり**

本町は、琵琶湖の東部・湖東平野に位置し、犬上川左岸に広がる扇状地で形成されており、甲良の三大偉人を輩出した歴史に代表される深い歴史と地域の文化を持つなど、大都市にはない地域への想いを育てることができる場所です。

こうした環境の中で、すべての子どもたちが笑顔で輝いて育つことができ、また、誰もが安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりに、これまでも取り組んでまいりました。

本計画においては、第２期計画の基本理念を継承しつつも、さらにすべての子どもの成長を支えるという視点を明確にした基本理念を設定しました。これからの甲良町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、すべての甲良っ子が、夢と希望をもって輝けるまちをめざして、子ども・子育て支援を推進いたします。

**３－２　基本的視点**

本町に暮らす子ども、親・保護者、子育てに関連するすべての人、そして子育てを応援する地域の人々に共通する視点を、基本的な視点として位置づけます。

視点１　すべての子どもの最善の利益が実現される地域づくり

子どもは一人ひとりが生まれながらに無限の可能性をもつ存在です。また、社会の希望であり、未来をつくる力です。すべての子どもが、地域の中で主役となり、健やかに成長することができ、夢と希望をもって成長していくことができるよう、子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される地域づくりを進めます。

視点２　妊娠、出産から子育て期を安心して過ごせる地域づくり

妊娠から子育てまでの期間を不安なく安心して過ごすことができるよう、すべての家庭の子育て支援を、質・量の両面にわたり充実させていくことは大切です。家庭の養育機能や地域の子育て機能が低下している中、親の育児の負担感が軽減できるよう、子育て家庭を支援すると同時に、子育ての負担・不安の緩和が必要です。そのため、保護者の気持ちを受け止めつつ、地域のニーズに応じた支援を切れ目なく行うことで、妊娠、出産から子育て期を安心して過ごせる地域づくりを進めます。

視点３　子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

　安心して子どもを産み、その子どもが周囲の愛に育まれ、自らの可能性を活かしながら、心豊かにいきいきと育つことは、家族の望みだけでなく、わたしたちの社会にとっても大切な願いです。「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすことが必要です。そして、地域のすべての人が、子どもの健やか成長をあたたかく見守りつつ、協働して子ども・子育てに関わることができる環境づくりを進めます。

**３－３ 基本目標**

基本理念である「はじける笑顔　輝く子ども！すべての甲良っ子の成長をみんなで支えるまちづくり」の実現に向けて、以下の４つの基本目標を設定します。

基本目標１　子どもの成長を支えるまちづくり

子どもは家庭、学校、地域当の人々とのふれあいの中で、様々な経験をして成長していきます。町の将来を担う子どもたちの健やかな成長の願いを共有するとともに、子どもたちがいろんな機会を通じて、大切なものを発見し興味を持つことや、問題解決の方策を学習する機会をつくっていくことが大切です。そしてその中で、自分の意見に耳を傾けてもらえることは、子どもたちの自己肯定感や自信を醸成することになります。そのため、地域社会を構成する主体それぞれが、子どもや子育てに対する関心や理解を深め、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。

あわせて、身近な地域の人々が子どもを見守り、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりの推進、相談や情報提供の充実など地域資源を活かしつつ、総合的に子どもの成長を支えるまちづくりを進めます。

基本目標２　心豊かな子どもがいきいきと育つまちづくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

すべての子どもたちが、個性や創造性を発揮し、心豊かに将来に向かって自分の夢や希望に向かって成長していけるよう、自然や人と直接ふれあう中での豊かな学びや体験ができるよう努めます。

基本目標３　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子育てをめぐる環境は、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の多様化など、様々な面で変化しています。そうした中、子育てへの不安や負担感を軽減し、すべての親が安心して子どもを生み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさとともに体感できるまちづくりをめざします。

あわせて、子どもたちが安全・安心に生活ができるよう地域の安全設備や防犯の強化を図るとともに、安全な遊び場や居場所の確保などを進めることで、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標４　配慮が必要な子ども・家庭の支援

生まれた環境や障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりが重要です。しかし、中には、障がいや発達の特性、家庭の状況など、一人では解決できない課題を抱えている子どもたちもいます。

どのような配慮が必要になるのかは、子ども一人ひとりの特性や、生活場面や環境によっても異なるため、関係機関が相互に連携を深めつつ、本人と家庭、周りの人々との対話や協力を仰ぎながら、きめ細かな支援に努めます。

**３－４　施策の体系**

**【基本理念】**

**はじける笑顔　輝く子ども！**

**すべての甲良っ子の成長をみんなで支えるまちづくり**

基本目標１　子どもの成長を支えるまちづくり

【施策の方向】

【施策の方向】

１－１　地域における子育て支援の充実

１－２　子育て情報の提供・相談の充実

１－３　児童の健全育成

基本目標２　心豊かな子どもがいきいきと育つまちづくり

２－１　妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

２－２　幼児教育・保育の提供と質の向上

２－３　教育を通じた心の育成

【施策の方向】

基本目標３　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

３－１　子ども等の安全の確保

３－２　子どもの遊び場・居場所づくり

３－３　仕事と家庭の両立に向けた支援

【施策の方向】

基本目標４　配慮が必要な子ども・家庭の支援

４－１　児童虐待防止対策の充実

４－２　子どもの貧困対策の推進

４－３　障がい及び配慮を要する子どもへの支援

# **第４章**

**施策の展開**

## 基本目標１　子どもの成長を支えるまちづくり

【施策の方向】

１－１　地域における子育て支援の充実

１－２　子育て情報の提供・相談の充実

１－３　児童の健全育成

#### １－１　地域における子育て支援の充実

　子育て家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で支えます。地域で子どもの育ちを支えるという意識が一層高められるとともに、保護者間交流の推進やサポートを通して、子育て家庭が安心して楽しく子育てできる基盤づくりを図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 保護者間交流の推進やサポート | 保護者同士の交流が活発に行われるよう、継続的な支援を実施します。 | 子育て支援センター |

#### １－２　子育て情報の提供・相談の充実

　子どもの成長や子育てに関する内容など、保護者が子育てに関する不安や悩みをいつでも気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、母子手帳交付時や出生手続きの機会、やホームページやアプリなどを活用して、子育てに役立つ情報や各種子育て支援サービスの情報を積極的に発信します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 子育て支援情報の発信・子育てガイドの配布 | 子育て支援アプリの活用を推進し、周知啓発を図りながら、様々な機会に子育てガイド（リーフレット）を配布し、随時情報を更新することで、最新の子育て支援情報を発信します。 | 子育て支援センター |
| 相談窓口の充実 | 保健福祉課と子育て支援センターを中心に、子育てと家庭に関するあらゆる相談に専門職が対応し、妊娠期から青年期までの子育て中の家庭を応援します。 | 子育て支援センター保健福祉課 |
| 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 | 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対し、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。また、育児休業満了時（原則６ヶ月到達時）からの保護者が希望する特定教育・保育施設（東・西こども園）などを円滑に利用できるよう、対象者の利用希望を定期的に把握し、特定教育・保育施設との調整をはじめ、提供区域における計画的な受け入れ体制を構築します。 | 教育委員会（こども園） |

#### １－３　児童の健全育成

　児童の健全な育成のためには、子ども一人ひとりが心身ともに健康であるだけでなく、個性やそれぞれの発達段階に応じて必要な能力をつけ、他者との協調性や人間関係の構築ができることが必要です。そのため、子どもが幅広い人々と交流する場面をつくることで、他者の個性や考え方を理解し関わる力の育成につなげます。また、地域ぐるみで青少年の健全な社会環境づくり等を進める活動を継続するなど、児童の健全育成を進めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| せせらぎ探検隊 | 日常生活では体験しにくい自然環境・歴史景観の下で、子ども達が様々な体験を通して郷土学習等を進めることにより、次代を担う子ども達に郷土への誇りと郷土を愛する心を育てる事業を実施します。 | 教育委員会 |
| 読書の推進 | ブックスタート・ブックスタートフォローや、様々な読み聞かせに関する事業を実施しながら、乳幼児期からの読書を推進し、言葉の力や想像の力を育みます。 | 教育委員会（図書館） |
| こうらスマイルネット | 青少年の健全な育成を図ることを目的とし、地域ぐるみの青少年育成啓発活動、自主的な青少年活動、青少年育成指導員の研修、健全な社会環境づくり等の活動を継続します。推進母体は各自１人を原則とするこうらスマイルネット常任委員で、月１回の常任委員会を開催し、事業を推進します。 | 教育委員会 |
| 性、酒害、たばこ等に関する教育（思春期保健） | 学校保健計画の中に位置づけ、全学年で実施する「命の教育」や保健の授業を通じて、正しい知識の普及と行動の指導を実施します。正しい知識の普及と行動化をした全教育課程を通じた生活実践力の向上を図ります。 | 教育委員会 |

## 基本目標２　心豊かな子どもがいきいきと育つまちづくり

【施策の方向】

２－１　妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

２－２　幼児教育・保育の提供と質の向上

２－３　教育を通じた心の育成

#### ２－１　妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

すべての親が安心して子どもを生み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさとともに体感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のないきめ細かな支援を行います。

各成長段階での健康診査などの機会を通して、子どもの成長段階や発達などを把握するとともに、必要な情報提供やきめ細かな相談に応じることで、子どもの健やか成長と子育ての不安の解消につなげます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 母子健康手帳の交付 | 母子の一貫した健康管理のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を、妊娠届の提出に基づいて、保健師が交付します。 | 保健福祉課 |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 助産師や保健師が訪問や面談をしながら、妊娠中の生活や子育ての相談に応じます。妊娠時から出産子育てまで一貫して妊産婦によりそい、継続的な相談を実施します。 | 保健福祉課 |
| 妊婦のための支給給付1. 出産応援ギフト
2. 子育て応援ギフト
 | 妊娠届出時と出産後に、それぞれ５万円を給付します。（①１回目支給　②２回目支給） | ①保健福祉課②子育て支援センター |
| 妊婦健康診査 | 妊婦の健康管理と疾病の早期把握・対応のため、母子手帳交付時に健診について説明し、14回分の費用を助成します。 | 保健福祉課 |
| 産婦健康診査 | 産婦の健康管理のため、出産時に健診について説明し、２回分の費用を助成します。 | 保健福祉課 |
| 新生児聴覚検査 | 新生児の聴覚異常の早期発見のため、聴覚検査１回分の費用を助成します。 | 保健福祉課 |
| １か月児健康診査 | １か月児の疾病及び異常を早期に発見し適切な指導を行うことと養育環境を評価し、保護者への育児に関する助言を行うことで、乳児の健康保持・増進を図ります。 | 保健福祉課 |
| 乳幼児健康診査 | ４か月・10か月・１歳６か月・２歳６か月・３歳６か月健診を実施します。未受診者には受診勧奨を実施します。 | 保健福祉課 |
| 子育て相談（すこやか相談） | 保健師と管理栄養士による子育て相談を定期的に実施します。適切な支援ができるよう、相談担当者の相談技術の幅広い知識の取得に継続的に取り組みます。 | 保健福祉課 |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 新生児訪問事業 | 生後１～２か月の間に保健師または助産師が家庭訪問を実施します。また、里帰り出産に対応します。 | 保健福祉課 |
| 産後ケア事業 | 出産後１年を経過しない母と乳児が、心身の不調や育児不安等により、育児への支援を必要とするとき、医療機関や助産所等において、母子の心身のケア、育児についての具体的な指導及び相談等を受けられる支援体制を確保します。（①短期入所型　②通所型）。 | 保健福祉課 |
| １歳おめでとう訪問　事業 | 10か月健診と１歳６か月健診の間に、『地域で見守っているよ』というメッセージを伝える目的で、民生委員児童委員の方が、絵本のプレゼントをもって訪問します。 | 子育て支援センター保健福祉課 |
| 乳児おむつ等支給事業 | １歳の誕生日月まで、毎月1,600円相当のおむつ等商品を届けながら、乳児とその家庭の見守り・育児相談に応じます。 | 子育て支援センター |
| 出産祝い金支給事業 | 子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、出生時に第１子に３万円、第２子に５万円、第３子以降には10万円を支給します。 | 子育て支援センター |
| 子育て応援金支給事業 | 子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、甲良町に居住されている１歳・２歳・３歳のお子さん一人あたり３万円を支給します。 | 子育て支援センター |
| 乳幼児の事故防止の推進 | 保護者に対し、様々な機会を通じて乳幼児の事故防止に係る知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉課 |
| 子どもの予防接種事業 | 子どもの感染症を予防するため、様々な機会を通じてワクチンの接種勧奨を行います。 | 保健福祉課 |
| 周産期医療ネットワーク体制 | 圏域で保健所を中心に医療機関、行政で構築している周産期医療ネットワークの体制維持を図ります。 | 保健福祉課 |
| 離乳食教室 | ２か月に１回、７～８か月児の保護者を対象に実施します。 | 保健福祉課 |
| 食育に関する学習 | 健康推進員と一緒に５歳児、小学校５年生、中学校１年生に健康と食生活について啓発を実施していきます。 | 保健福祉課 |
| こども園での給食の実施 | 自園給食は子どもたちの実態に応じて安全で安心な給食内容を保障できるだけでなく、食育を進める上でも重要であることから、安全で栄養価の高い、また０歳児から５歳児までそれぞれの年齢を考慮した献立により給食を実施します。 | 教育委員会 |
| こども園給食アレルギー対応食提供事業 | アレルギー疾患をもつ園児に対して等しく給食を提供するために実施します。 | 教育委員会 |
| 相談窓口 | こども園、小・中学校をはじめ、保護者と接する機会の多い各機関において、情報提供や相談窓口の周知を図ります。 | 教育委員会 |
| 子ども医療費助成事業 | 乳幼児及び小中学生は、医療費の保険診療費自己負担分を全額助成します。 | 住民人権課 |
| 児童手当（国） | 高校終了までの児童を対象に支給します。 | 住民人権課 |
| 出産育児一時金 | 甲良町国民健康保険条例に基づき、国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一時金を支給します。 | 住民人権課 |

#### ２－２　幼児教育・保育の提供と質の向上

共働き家庭の増加や働き方の多様化などにより、保育に対するニーズも広がりを見せています。そのため、家庭とともに基本的な生活習慣や心を育む場としての教育・保育の環境を安定的に維持するとともに、子育て家庭のおかれた状況を踏まえ、多様な教育・保育の提供を行います。

あわせて、職員研修等を通して質の向上に努めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 幼児期の教育・保育の質の確保【再掲】 | 東・西こども園では、毎年度、自己評価を実施し、結果を保護者に公開します。行事や参観後に保護者アンケートを取り、その結果も適宜報告するなど、質の高い教育・保育環境づくりに取り組んでいきます。保護者の意向を把握する機会を十分に持ちながら、利用者に応じた適切な職員配置に努め、職員の資質向上に向けた研修の充実などを図ります。平等で質の高い教育・保育環境づくりに、より一層取り組んでいきます。 | 教育委員会（こども園） |
| 資質向上のための職員研修 | 町の教育課題や子どもの状況に応じたきめ細やかで質の高い乳幼児期の教育ができるよう、年間を通じて計画的な研修を実施します。 | 教育委員会 |

#### ２－３　教育を通じた心の育成

子どもは、学校をはじめとした教育の環境の場で、確かな学力を定着させ、自分らしく主体的に生きていく力を身につけていきます。そこで、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応する力や、仲間とともに学び取り組む力を育むことができるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな教育ができる環境を整備します。

また、教育の質を高められるよう研修等を実施するとともに、関係機関と協力しつつ、よりよい教育環境につなげます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 人権教育の充実 | 「総合的な学習」などに年間カリキュラムとして位置づけて実施します。町民人権問題学習講座を開設して、部落問題学習の実践・研究を推進します。 | 教育委員会 |
| 教職員の人権教育研修 | 「子ども輝き事業」等の研修、各校で講師による研修のほか、滋人教、愛犬人推協等の研究大会などに参加します。 | 教育委員会 |
| 「私たちの道徳」　（心のノート）の活用 | 道徳、学級活動、総合等の時間で「私たちの道徳」（旧　心のノート：平成26年度からは町内の児童生徒に配布しています。）を活用し、道徳教育の一層の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 甲良町教育支援教室 | 子育て支援センターに教育相談員を配置し、学校、保護者との合意の上、不登校児童・生徒の居場所を設け、学習支援、養育支援を実施し、保護者の精神的不安の軽減、児の生活改善に向けての助言を行います。 | 子育て支援センター |
| 学校評議員制度 | 学校評価への参画、授業参観や給食の試食を通しての交流など、より適切な学校運営に向けて、学校評議員制度を継続します。 | 教育委員会 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 町単独臨時講師設置事業 | 多様なケースにきめ細かく対応できるよう、町独自の臨時講師の設置を継続します。（年間臨時講師、オアシス相談員、児童生徒支援（授業補助）特別教育支援員、生徒指導員、外国語指導員、教育相談員、いじめ対策相談員など） | 教育委員会 |
| 中学生の職業体験（チャレンジウィーク） | 町内外の協力を仰ぎ、望ましい労働観や職業観を育むための中学生の職業体験を実施します。 | 教育委員会 |
| 小学校での給食の実施 | 食育の一環として、毎月１回『食育だより』の発行、給食週間（１月）における生産者と小学生との懇談を実施します。広域の給食センターで行われるため、教委・学校・保健師・栄養士との連携により推進します。 | 教育委員会 |

## 基本目標３　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

【施策の方向】

３－１　子ども等の安全の確保

３－２　子どもの遊び場・居場所づくり

３－３　仕事と家庭の両立に向けた支援

#### ３－１　子ども等の安全の確保

子どもの安全を確保し、犯罪や交通事故等から子どもを守るための取組を進めます。交通安全設備の設置や防犯体制の充実などを進めます。また、家庭や地域住民の協力をはじめ、警察等の関係機関との連携により子どもの安全を確保します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 交通安全施設の整備 | 各集落や学校、「おうみ通学路交通アドバイザー」の要望を取りまとめて、交通安全施設の整備を行います。通学路については、平成27年度策定の「通学路交通安全プログラム」に基づき、安全対策を推進します。 | 総務課 |
| 防犯体制の充実 | 不審者発生時の連絡体制等の充実のため、各種広報活動や通学路点検を実施します。 | 総務課 |
| 防犯灯の設置 | 通学路を中心に防犯灯の設置・維持管理を継続します。 | 総務課 |
| 防犯非常装置「タッチくん」の設置 | 通学路を中心に「タッチくん」の設置・維持管理を継続します。 | 総務課 |
| スクールガード | 子どもの登校時の安全確保のためのスクールガードの活動を支援します。 | 教育委員会 |
| 小学生によるバリアフリー調査 | 総合的な学習において町探検の一環として行うとともに、バリアフリーに関する認識を深めていきます。 | 教育委員会 |

#### ３－２　子どもの遊び場・居場所づくり

遊び場は、子どもの豊かな体験による学びを育むとともに、心身の健康を維持することにつながる場です。また、安心して、思うままに過ごし、自分らしくいられる「居場所」は、子どもの自己肯定感や自己有用性を高めます。そこで、子どもの視点に立ちながら、子どもたちの遊び場や居場所づくりを推進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により日中は家庭にいない家庭環境の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。各小学校で１年生から６年生を対象に実施しています。 | 子育て支援センター |
| せせらぎ探検隊【再掲】 | 子どものニーズに合ったプログラム活動の創意工夫を図り、多くの子どもが幅広い人々との交流や自然とのふれあい、文化的な体験、スポーツなどを体験するよう実施します。 | 教育委員会 |

#### ３－３　仕事と家庭の両立に向けた支援

保護者が家族としての責任を担い、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進します。また、社会全体がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識を醸成し、父母等を問わず子育ての大切さを理解し、子どもや子育てをあたたかく見守り、応援する気運が醸成されるよう、啓発活動を進めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 子育て講演会 | 子育て中で大事にしたいことを学べる場である講演会に多くの保護者が参加するよう、ニーズに応じた講演内容や啓発の工夫をしながら実施します。 | 教育委員会 |
| 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（再掲） | 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対し、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。また、育児休業満了時（原則１歳到達時）からの保護者が希望する特定教育・保育施設（東・西こども園）などを円滑に利用できるよう、対象者の利用希望を定期的に把握し、特定教育・保育施設との調整をはじめ、提供区域における計画的な受け入れ体制を構築します。 | 教育委員会 |

## 基本目標４　配慮が必要な子ども・家庭の支援

【施策の方向】

４－１　児童虐待防止対策の充実

４－２　子どもの貧困対策の推進

４－３　障がい及び配慮を要する子どもへの支援

#### ４－１　児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、地域や関係機関の日頃からの見守りにより、虐待の未然防止、早期発見ができる体制を充実させます。また、児童相談所などの関係機関と連携強化を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 要保護児童対策地域協議会の設置 | 子育て支援センターを中心として、情報を集約し、保健、福祉、医療、教育、警察など、児童に関する関係機関の緊密な連携に基づき、児童虐待の防止や早期対応を推進します。定期的な児童の状況確認や個別ケース検討会議の実施など、県を含めた関係機関の連携強化と参加者の資質向上を図ります。 | 子育て支援センター |
| 専門職員の育成 | 専門職を確保するため、児童福祉司の役割や重要性を広く周知します。また、児童福祉司の任用資格の取得を支援します。 | 子育て支援センター（保健福祉課） |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を子育て支援センターの保健師・保育士が訪問します。支援が必要な場合は、関係機関との調整を行います。 | 子育て支援センター |
| 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業） | 家庭訪問支援員の確保・育成とともに、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、家庭訪問支援員の訪問により支援を行います。 | 子育て支援センター（保健福祉課） |
| 里親制度\*の登録促進 | 子どもにあたたかな地域を形成する一環として、里親制度の登録を働きかけています。 | 子育て支援センター（保健福祉課） |

\*里親制度とは、何らかの事情により、家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもに対し、あたたかな愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

#### ４－２　子どもの貧困対策の推進

世帯の経済状況は、日常生活に関するものだけではなく、低所得層の子どもの自己肯定感が低く、不安を抱える傾向など、子どもの精神面にも影響を与えています。また、子どもの将来的な進学などにも影響があり、格差につながっています。様々な環境にいる子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者の就労支援や様々な相談に対応するなど、側面的な支援を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 児童扶養手当（国） | 父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18歳までの児童の父親または母親または養育者が受給します。 | 保健福祉課 |
| ひとり親家庭医療費助成事業（県） | 18歳までの子どもとひとり親または養育者の自己負担分を助成します。 | 住民人権課 |
| 母子自立指導員・相談員（県） | 早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。 | 保健福祉課 |
| 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金（県） | 雇用保険による支援を受けられない人で、母子家庭の母または父子家庭の父が職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料の補助を行い、就業を支援します。 | 保健福祉課 |
| 母子・父子家庭高等技能訓練促進費の支給（県） | 母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために、母子・父子家庭高等技能訓練促進費を支給します。 | 保健福祉課 |
| 就学援助費 | 学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を所得に応じて援助します。 | 教育委員会 |
| ひとり親家庭医療費助成事業（県） | 18歳までの子どもとひとり親または養育者の自己負担分を助成します。 | 住民人権課 |

#### ４－３　障がい及び配慮を要する子どもへの支援

障がいのある人もない人も住み慣れた地域でともに自分らしく暮らしていくためには、周りの人々、地域の支援者などの社会資源を活かして、子ども一人ひとりの状況を見極めながら配慮を考え、それを実現していくことが大切です。子どもや家庭の状況に寄り添いつつ、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう支援するとともに、保護者に対する正しい知識の普及に努めるなどの体制を図ります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業名** | **事業概要** | **主担当課** |
| 発達支援事業（発達相談・個別指導等） | 乳幼児健診で発達課題がみられた子どもとその保護者に対し、こども園などの関係者・機関との連携しながら、発達相談や個別指導など、健やかな発達を促すための支援を実施します。 | 保健福祉課 |
| 教育発達相談 | 子ども園・小中学校における発達特性に課題をもつ子どもとその保護者に対し、就学や将来の自立した生活を見据えて、公認心理師と教職員を中心とした相談対応や支援連携を行います。 | 子育て支援センター |
| ４歳児発達支援事業 | 町内の４歳児とその保護者を対象に、就学前の幼児の発達障害とその疑いがもたれる状態を発見し、早期から発達支援や保護者支援を行うことで、適切な教育的支援につなげます。 | 子育て支援センター |
| 親子関係形成支援事業 | 子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童が適切な親子関係を形成できるよう、様々な保護者の悩みや不安を共有しながら、発達課題や家庭の状況に応じた情報の提供や助言を行います。 | 子育て支援センター |
| 甲良町教育支援教室 | 不登校とその傾向にある児童生徒を対象に、心の安定と回復を図り、学校復帰や自立的な成長を促すために、居場所の確保と状況に応じた個別支援を行います。 | 子育て支援センター |
| 特別児童扶養手当（国） | 20歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいを持つ児童の父母または養育者が受給します。 | 保健福祉課 |
| 障害児福祉手当（国） | 身体または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳未満に支給します。 | 保健福祉課 |
| 住宅改造補助事業（国） | 在宅の重度障害者（児）または在宅の重度知的障害者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成します。 | 保健福祉課 |
| 児童クラブでの障害児の受け入れ | 障がいのある児童に対し、より安全で安心できる受け入れ体制として児童クラブでの指導員の加配を実施します。 | 子育て支援センター |
| 居宅支援サービス | 障害者の総合支援法に基づき、自宅での入浴、排せつ、食事の介護等の居宅支援サービスを行います。 | 保健福祉課 |

# **第５章**

**量の見込みと確保方策**

**５－１　量の見込みの算出方法**

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、５年を１期と する市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の需要（ニーズ）（以下「量の見込み」）や、それに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）について定めることになっています。

教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みの算出にあたっては、実情を踏まえた推計を行う観点から、「人口推計」「実績値」「ニーズ量」の３つの数値を基礎に、事業の特徴などを勘案して算出し、その後、町の地域特性の整合性を検証しながら算出を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー

・延長保育事業

・放課後児童健全育成事業

・子育て短期支援事業

・地域子育て支援拠点事業

・一時預かり事業

・病児・病後児保育事業

・・・等

・１号認定

・２号認定

・３号認定

提供体制の検討

確保方策の検討

提供体制の検討

確保方策の検討

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績値の確認※１

ニーズ量の検討※２

教育・保育の量の見込み

（利用者等の推計）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
（利用者等の推計）

人口推計※３

※１　人口推計について

人口推計は「コーホート変化率法」を用いています。コーホートとは、同じ年または期間に生まれた人々の集団を指します。コーホート変化率法は、過去の実績人口の変化から求めた変化率を用いて推計を行います。今回の推計値算出にあたっては、令和４～６年の４月１日時点の各年の住民基本台帳のデータを活用しています。

※２　実績値について

実績値は、第２期子ども子育て支援事業計画の実施期間（令和２年～令和６年）の数値としています。なお、令和６年度に関しては、計画策定中の期間のため推計値となっています。令和２年から令和５年の実績値については、新型コロナウイルスの拡大による影響等も勘案して活用しています。

※３　ニーズ量について

ニーズ量に関しては、令和６年１月10日～１月26日に実施した町内の就学前児童（０歳児～５歳児）の保護者及び町内の小学生（小学１～６年生）の保護者に対するアンケート調査の結果の中から、各事業における該当項目のニーズ（顕在ニーズ、潜在ニーズ）等の割合を算出して推計に活用しています。

**５－２　子どもの人口の推計**

１．第２期計画期間における子どもの人口

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **令和２年** | **令和３年** | **令和４年** | **令和５年** | **令和６年** |
| **2020** | **2021** | **2022** | **2023** | **2024** |
| 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 |
| 就学前児童（人） | ０歳 | 18 | 15 | 33 | 18 | 18 | 36 | 14 | 13 | 27 | 15 | 17 | 32 | 4 | 13 | 17 |
| １歳 | 22 | 24 | 46 | 21 | 17 | 38 | 12 | 9 | 21 | 18 | 15 | 33 | 17 | 18 | 35 |
| ２歳 | 31 | 19 | 50 | 21 | 23 | 44 | 21 | 17 | 38 | 15 | 12 | 27 | 18 | 14 | 32 |
| ３歳 | 28 | 21 | 49 | 30 | 21 | 51 | 24 | 16 | 40 | 21 | 18 | 39 | 13 | 12 | 25 |
| ４歳 | 29 | 25 | 54 | 26 | 20 | 46 | 19 | 21 | 40 | 24 | 16 | 40 | 22 | 16 | 38 |
| ５歳 | 28 | 28 | 56 | 29 | 23 | 52 | 30 | 20 | 50 | 19 | 23 | 42 | 23 | 16 | 39 |
| 合計 | 156 | 132 | 288 | 145 | 122 | 267 | 120 | 96 | 216 | 112 | 101 | 213 | 97 | 89 | 186 |
| 就学児童（人） | ６歳 | 33 | 17 | 50 | 27 | 27 | 54 | 27 | 22 | 49 | 29 | 19 | 48 | 19 | 23 | 42 |
| ７歳 | 34 | 22 | 56 | 31 | 16 | 47 | 29 | 23 | 52 | 28 | 20 | 48 | 28 | 19 | 47 |
| ８歳 | 36 | 21 | 57 | 34 | 23 | 57 | 29 | 29 | 58 | 28 | 24 | 52 | 28 | 20 | 48 |
| ９歳 | 30 | 33 | 63 | 35 | 21 | 56 | 34 | 17 | 51 | 26 | 29 | 55 | 27 | 24 | 51 |
| 10歳 | 24 | 41 | 65 | 31 | 33 | 64 | 35 | 25 | 60 | 34 | 17 | 51 | 25 | 29 | 54 |
| 11歳 | 25 | 38 | 63 | 24 | 42 | 66 | 36 | 22 | 58 | 35 | 26 | 61 | 35 | 17 | 52 |
| 合計 | 182 | 172 | 354 | 182 | 162 | 344 | 190 | 138 | 328 | 180 | 135 | 315 | 162 | 132 | 294 |

２．第３期計画期間における子どもの人口推計

コーホート変化率法に基づき、令和４～６年の４月１日時点の各年の住民基本台帳のデータを活用して算出した子どもの人口推計は、下記のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **令和７年** | **令和８年** | **令和９年** | **令和10年** | **令和11年** |
| **2025** | **2026** | **2027** | **2028** | **2029** |
| 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 |
| 就学前児童（人） | ０歳 | 12 | 12 | 24 | 12 | 12 | 24 | 12 | 12 | 24 | 11 | 11 | 22 | 11 | 11 | 22 |
| １歳 | 5 | 14 | 19 | 15 | 13 | 28 | 15 | 13 | 28 | 15 | 13 | 28 | 13 | 12 | 25 |
| ２歳 | 19 | 20 | 39 | 6 | 16 | 22 | 17 | 15 | 32 | 17 | 15 | 32 | 17 | 15 | 32 |
| ３歳 | 17 | 14 | 31 | 18 | 21 | 39 | 6 | 16 | 22 | 18 | 15 | 33 | 18 | 15 | 33 |
| ４歳 | 13 | 11 | 24 | 17 | 14 | 31 | 18 | 22 | 40 | 6 | 16 | 22 | 18 | 15 | 33 |
| ５歳 | 22 | 17 | 39 | 13 | 11 | 24 | 17 | 14 | 31 | 18 | 22 | 40 | 6 | 16 | 22 |
| 合計 | 88 | 88 | 176 | 81 | 87 | 168 | 85 | 92 | 177 | 85 | 92 | 177 | 83 | 84 | 167 |
| 就学児童（人） | ６歳 | 23 | 16 | 39 | 22 | 17 | 39 | 13 | 11 | 24 | 17 | 14 | 31 | 18 | 21 | 39 |
| ７歳 | 19 | 22 | 41 | 23 | 15 | 38 | 22 | 16 | 38 | 13 | 11 | 24 | 17 | 13 | 30 |
| ８歳 | 28 | 19 | 47 | 19 | 22 | 41 | 23 | 15 | 38 | 22 | 16 | 38 | 13 | 11 | 24 |
| ９歳 | 26 | 20 | 46 | 26 | 19 | 45 | 18 | 22 | 40 | 21 | 15 | 36 | 20 | 16 | 36 |
| 10歳 | 26 | 24 | 50 | 26 | 20 | 46 | 26 | 19 | 45 | 18 | 22 | 40 | 21 | 15 | 36 |
| 11歳 | 25 | 30 | 55 | 26 | 24 | 50 | 26 | 20 | 46 | 26 | 19 | 45 | 18 | 22 | 40 |
| 合計 | 147 | 131 | 278 | 142 | 117 | 259 | 128 | 103 | 231 | 117 | 97 | 214 | 107 | 98 | 205 |

**５－３　教育・保育提供区域の設定**

子ども・子育て支援事業計画では、区市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

◆教育・保育提供区域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教育・保育提供区域区分 / 施設・事業名 | 区　域 | 区域設定の考え方 |
| 教育・保育 | 教育・保育施設 | 認定こども園等 | ２区域（小学校区） | ・現在、２つの小学校区において、小学校、こども園、幼稚園をバランス良く設置しています。・町全域がそれほど広くなく、距離や交通事情でみても、保護者や子どもが居宅からそれほど無理なく移動できる状況です。・仮に、細かい区域にした場合、新たな施設整備が必要になり、整備時期によって区域に大きな差ができ、デメリットが大きいといえるため、第２期計画に引き続き、「２区域（小学校区）」とします。 |
| 地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 1. 利用者支援事業
 | 町全域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第２期計画に続き、現状どおりとします。＊湖東定住自立圏域は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の各地域が連携し、経済・生活圏を形成するもの。 |
| 1. 地域子育て支援拠点事業
 |
| 1. 妊婦健康診査事業
 |
| 1. 乳児家庭全戸訪問事業
 |
| 1. 養育支援訪問事業
 |
| 1. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
 |
| 1. 一時預かり事業
 |
| 1. 延長保育事業
 |
| 1. 子育て世帯訪問支援事業
 |
| 1. 児童育成支援拠点事業
 |
| 1. 親子関係形成支援事業
 |
| 1. 産後ケア事業
 |
| 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
 |
| 1. 妊婦等包括相談支援事業
 |
| 1. 病児・病後児保育事業
 | 湖東定住自立圏域\* |
| 1. 子育て援助活動支援事業

（ファミリー・サポート・センター事業） |
| 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 | ２区域 | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第２期計画に続き、現状どおりとします。 |

**５－４　教育・保育の量の見込みと確保（供給体制）の内容**

１．認定区分について

認定区分については以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **認定区分** | **定　義** | **主な利用施設** |
| １号認定 | 満３歳以上の教育認定。子どもが満３歳以上で教育を希望する場合。 | 幼稚園認定こども園 |
| ２号認定 | 満３歳以上の保育認定。子どもが満３歳以上で「保育の必要な事由\*」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。 | 保育所（保育園）認定こども園 |
| ３号認定 | 満３歳未満の保育認定。子どもが満３歳未満で「保育の必要な事由\*」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。 | 保育所（保育園）認定こども園地域型保育 |

\*「保育の必要な事由」とは、①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障がい、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やＤＶのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合をいいます。

２．教育・保育の実績

甲良東こども園ロ及び甲良西こども園において、教育・保育の提供を行いました。少子化が進んでおり、確保（供給体制）よりも、実績が下回る年度が多い状況でした。一部、確保の実績（供給体制）よりも実績が上回る時期がありましたが、保護者の利用希望に柔軟に対応しています。また、令和５年度以降、待機児童は発生していない状況です。

◆東小学校区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１号認定（３～５歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 9 | 6 | 8 | 6 | 6 |
| 確保（供給体制）の実績 | 55 | 55 | 55 | 50 | 30 |
| **２号認定（３～５歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 76 | 71 | 60 | 50 | 47 |
| 確保（供給体制）の実績 | 67 | 67 | 67 | 67 | 70 |
| **３号認定（１～２歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績（１・２歳） | 27 | 28 | 23 | 22 | 23 |
| 確保（供給体制）の実績 | 27 | 27 | 27 | 27 | 40 |
| **３号認定（０歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| 確保（供給体制）の実績 | 6 | 6 | 6 | 6 | 10 |

◆西小学校区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１号認定（３～５歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 11 | 13 | 15 | 13 | 10 |
| 確保（供給体制）の実績 | 25 | 25 | 30 | 30 | 20 |
| **２号認定（３～５歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 39 | 45 | 49 | 51 | 41 |
| 確保（供給体制）の実績 | 43 | 43 | 43 | 43 | 50 |
| **３号認定（１～２歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績（１・２歳） | 26 | 25 | 15 | 17 | 19 |
| 確保（供給体制）の実績 | 22 | 22 | 22 | 22 | 25 |
| **３号認定（０歳）** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 4 | 0 | 3 | 2 | 2 |
| 確保（供給体制）の実績 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

３．量の見込みと確保（供給体制）の内容

◆東小学校区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１号認定（３～５歳）** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 6 | 6 | 5 | 6 | 5 |
| 確保（供給体制）の内容 | 6 | 6 | 5 | 6 | 5 |
| **２号認定（３～５歳）** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 43 | 43 | 43 | 44 | 41 |
| 確保（供給体制）の内容 | 43 | 43 | 43 | 44 | 41 |
| **３号認定** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| **０歳** |
| 　 | 量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 　 | 確保（供給体制）の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| **１歳** |
| 　 | 量の見込み | 6 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 　 | 確保（供給体制）の内容 | 6 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| **２歳** |
| 　 | 量の見込み | 17 | 9 | 14 | 14 | 14 |
| 　 | 確保（供給体制）の内容 | 17 | 9 | 14 | 14 | 14 |

◆西小学校区域

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１号認定（３～５歳）** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 確保方策の内容 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| **２号認定（３～５歳）** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 38 | 38 | 37 | 38 | 35 |
| 確保方策の内容 | 38 | 38 | 37 | 38 | 35 |
| **３号認定** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| **０歳** |
| 　 | 量の見込み | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 　 | 確保方策の内容 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| **１歳** |
| 　 | 量の見込み | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 　 | 確保方策の内容 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| **２歳** |
| 　 | 量の見込み | 18 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 　 | 確保方策の内容 | 18 | 10 | 15 | 15 | 15 |

**【今後の方向性】**

　本町では、甲良東こども園甲良西こども園において、様々な工夫を進め、提供を行っています。町の少子化や老朽化した既存施設の更新等の実情も踏まえつつ、ニーズに合わせた対応を行ってまいります。

　また、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、小・中学校との連携を図り、切れ目のない支援と環境づくりを進め、子どもの健やかな成長に繋げていきます。

**５－５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**

１．利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等によりサポートする事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の見込み | 拠点数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型\* | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 量の実績 | 拠点数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型\* | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

＊子ども家庭センター型は、令和５年度まで「母子保健型」

（２）量の見込みと確保（供給体制）の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 拠点数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策（供給体制） | 拠点数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**【今後の方向性】**

　第２期に続き、甲良町子育て世代包括支援事業（保健福祉課で実施）の一環として実施いたします。

２．地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる親子交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 延べ利用数／年 | 1,301 | 1,773 | 3,013 | 4,265 | 2,900 |
| 確保の実績 | 拠点数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

＊令和６年度は見込値

　本町では、主な取組として、ほっと館甲良町子育て支援センターで、親子で一緒に多くの経験やふれあいの機会を持つことで、愛情豊かな関係を育み、楽しい子育て・育児不安の解消をめざした「親子ふれあい教室」を開催しています。令和２年度～３年度は、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けて利用数は減りましたが、工夫を重ねながら事業を実施いたしました。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 延べ利用数／年 | 3,086 | 2,963 | 3,230 | 3,437 | 3,523 |
| 確保方策 | 拠点数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**【今後の方向性】**

　利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

３．妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に応じた健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 実人数／年 | 39 | 50 | 41 | 26 | 20 |
| 確保の実績 | 実人数／年 | 39 | 50 | 41 | 26 | 20 |

＊令和６年度は見込値

本町では、県内の医療機関助産院で実施しています。基本健診（14回）、超音波検査（４回）、血液検査（３回）、子宮頸(けい)がん検診、Ｂ群溶血性連鎖菌検査、クラミジア検査、新生児聴覚検査を実施するとともに、出産に関する費用の一部助成拡充を図りました。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 24 | 24 | 22 | 22 | 22 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 24 | 24 | 22 | 22 | 22 |

**【今後の方向性】**

* 実施場所：県内の契約医療機関（一般社団法人 滋賀県医師会、一般社団法人 助産師会に属する指定機関）
* 検査項目：基本健診（14回）、超音波検査（４回）、血液検査（３回）、子宮頸(けい)がん検診、
　　　　　Ｂ群溶血性連鎖菌検査、クラミジア検査、新生児聴覚検査
* 実施時期：令和７年度から令和11年度まで各年通年

事業の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

４．乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 実人数／年 | 28 | 20 | 36 | 18 | 18 |
| 確保の実績 | 実人数／年 | 28 | 20 | 36 | 18 | 18 |

＊令和６年度は見込値

本町では、子育て支援センターの保健師・保育士が訪問しています。少子化で訪問数は減少していますが、全戸の訪問がなされています。保健師または助産師が家庭訪問を実施しており、里帰り出産に対応しています。出生手続きの際に本事業に同意をいただき、生後４か月頃を目安に、対象家庭全数に訪問を実施しています。必要に応じて関係機関と情報共有しながら連携による支援を行っています。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 24 | 24 | 24 | 22 | 22 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 24 | 24 | 24 | 22 | 22 |

**【今後の方向性】**

事業の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

５．養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 実人数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保の実績 | 実人数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＊令和６年度は見込値

本町では、必要に応じて子育て支援センターまたは保健福祉課にて対応する体制をとっており、子育て世帯の家庭状況も把握しておりますが、令和６年度現在、対象となる家庭が確認されていないため実績はない状況です。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**【今後の方向性】**

　実績はないものの、今後も必要があれば対応できるよう、現行体制で継続維持いたします。

|  |
| --- |
| ＜参考：本事業に関連する事項＞要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童特定妊婦　：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦要保護児童：保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第６条の３の規定） |

６．子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＊令和６年度は見込値

　本町では必要があれば対応できる体制をとっていますが、令和６年度現在、実績はない状況です。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |

**【今後の方向性】**

　実施の実績はないものの、今後も必要に応じて実施できるよう、現行体制で継続維持いたします。

７．一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆在園児対象

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 50 | 55 | 35 | 78 | 60 |
| 確保の実績 | 利用者数／年 | 50 | 55 | 35 | 78 | 60 |

　甲良東こども園甲良西こども園で実施しています。少子化の影響もあり、利用者数は減少傾向にありますが、対象者の利用希望を定期的に把握し受け入れ体制を構築して実施しています。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 55 | 55 | 55 | 56 | 52 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 55 | 55 | 55 | 56 | 52 |

**【今後の方向性】**

事業の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

◆在園児外対象

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＊令和６年度は見込値

こども園の一時預かり及び、湖東定住自立圏域のファミリー・サポート・センターで実施できるような体制としています。令和６年度現在、実績はない状況です。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |

**【今後の方向性】**

　実績はないものの、今後も必要があれば対応できるよう、現行体制で継続維持いたします。

８．延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 79 | 66 | 58 | 68 | 68 |
| 確保の実績 | 利用者数／年 | 79 | 66 | 58 | 68 | 68 |

＊令和６年度は見込値

甲良東こども園及び甲良西こども園で、７時30分から18時30までの保育体制を整えています。利用状況は年度によってばらつきがありますが、体制を整えて事業を実施してきました。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 64 | 61 | 65 | 65 | 61 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 64 | 61 | 65 | 65 | 61 |

**【今後の方向性】**

事業の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

９．病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＊令和６年度は見込値

本町では必要があれば対応できるよう、湖東定住自立圏域で広域実施できる体制をとっていますが、令和６年度現在、実績はない状況です。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |

**【今後の方向性】**

　実績はないものの、今後も必要があれば対応できるよう、現行体制で継続維持いたします。

10．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦（夫）等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（１）実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 量の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保の実績 | 利用者数／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

＊令和６年度は見込値

本町では必要があれば対応できるよう、湖東定住自立圏域で広域対応できる体制をとっていますが、令和６年度現在、実績はない状況です。

（２）量の見込みと確保の方策

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |

**【今後の方向性】**

　実施の実績はないものの、今後も必要があれば対応できるよう、現行体制で継続維持いたします。

11．放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により日中において家庭にいない、小学校に通う児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業です。

（１）実績

◆東児童クラブ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学　年** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 小学１年生 | 実人数 | 10 | 14 | 10 | 13 | 12 |
| 小学２年生 | 実人数 | 8 | 8 | 14 | 9 | 15 |
| 小学３年生 | 実人数 | 7 | 8 | 6 | 10 | 9 |
| 小学４年生 | 実人数 | 4 | 8 | 4 | 4 | 6 |
| 小学５年生 | 実人数 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2 |
| 小学６年生 | 実人数 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 34 | 42 | 39 | 39 | 45 |
| 提供量の実績 | 34 | 42 | 39 | 39 | 45 |

＊令和６年度は見込値

◆西児童クラブ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学　年** | **単　位** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** | **令和６年度** |
| 小学１年生 | 実人数 | 15 | 13 | 15 | 6 | 17 |
| 小学２年生 | 実人数 | 5 | 18 | 11 | 13 | 8 |
| 小学３年生 | 実人数 | 12 | 5 | 14 | 10 | 15 |
| 小学４年生 | 実人数 | 5 | 6 | 5 | 7 | 10 |
| 小学５年生 | 実人数 | 0 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 小学６年生 | 実人数 | 5 | 0 | 1 | 3 | 2 |
| 計 | 42 | 46 | 50 | 42 | 55 |
| 提供量の実績 | 42 | 46 | 50 | 42 | 55 |

＊令和６年度は見込値

　各小学校区、２か所で１年生から６年生を対象に実施しています。高学年よりも、低学年の利用者が多い状況です。

（２）量の見込みと確保方策

◆東児童クラブ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学　年** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 小学１年生 | 実人数 | 13 | 12 | 11 | 10 | 10 |
| 小学２年生 | 実人数 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 |
| 小学３年生 | 実人数 | 10 | 9 | 8 | 8 | 7 |
| 小学４年生 | 実人数 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 小学５年生 | 実人数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 小学６年生 | 実人数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 45 | 45 | 42 | 37 | 35 |
| 確保方策 | 45 | 45 | 42 | 37 | 35 |

◆西児童クラブ

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学　年** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 小学１年生 | 実人数 | 13 | 12 | 11 | 10 | 10 |
| 小学２年生 | 実人数 | 12 | 11 | 10 | 9 | 9 |
| 小学３年生 | 実人数 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
| 小学４年生 | 実人数 | 10 | 9 | 8 | 7 | 7 |
| 小学５年生 | 実人数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 小学６年生 | 実人数 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 計 | 55 | 55 | 51 | 46 | 42 |
| 確保方策 | 55 | 55 | 51 | 46 | 42 |

**【今後の方向性】**

事業の充実を図りながら、現行体制で継続実施いたします。

12．産後ケア事業（新規）

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、出産後１年を経過しない母と乳児が利用することで、助産師等による相談対応や心身のケアを受けることができる事業です。事業としては従来からありますが、令和７年４月より、子ども・子育て支援法改正に伴い「地域子ども・子育て支援事業」に組み入れられました。

●量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |

13．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | － | 1 | 1 | 1 | １ |
| 確保方策 | 利用者数／年 | － | 1 | 1 | 1 | １ |

＊令和８年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

14．妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近な支援者として、様々なニーズに即した必要なサポートにつなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 72 | 72 | 66 | 66 | 66 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 72 | 72 | 66 | 66 | 66 |

15．子育て世帯訪問支援事業（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。国の動向をみながら実施を検討いたします。

16．児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。国の動向をみながら実施を検討いたします。

17．親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　目** | **単　位** | **令和７年度** | **令和８年度** | **令和９年度** | **令和10年度** | **令和11年度** |
| 量の見込み | 利用者数／年 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 確保方策 | 利用者数／年 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

18．実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町における適正な給付に努めます。

19．多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。現在は提供体制が整備されていることから、今後における状況を鑑みながら実施を検討いたします。

# **第６章**

**計画の推進**

**６－１　計画の推進体制**

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものです。本計画が着実に実行されていくためには、行政だけでなく、地域社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援に関心を持ちつつ、その重要性について理解を深め、互いに連携しながら一体となって進めていくことが必要です。

計画を推進するための取組を以下のように進めていきます。

１．庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。また、子育て支援に関わる関係部署が計画の趣旨を理解し、主体的に連携・協力できるように、情報の共有化を進めることで、効率的に計画の推進を図ります

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

２．計画の公表、周知の徹底

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わることの共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

３．関係機関の連携強化

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りつつ、連携を一層強化し、地域全体で子どもを育てる気運を高めていきます。

４．国・県との連携

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、国や県との情報共有等についても、密接な連携を図りながら進めていきます。

**６－２　計画の点検・評価・改善**

１．子ども・子育て会議の運営

子ども・子育て支援に関わる全般的な協議や情報共有を行うとともに、計画の進捗状況の確認や評価、見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

２．PDCAサイクルによる検証

各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策のさらなる展開や見直しにつなげていきます。また、その結果を踏まえ、事業の継続や拡充を行ったり、必要な取組みを新たに追加したりする等、「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」というPDCAサイクルにより計画を推進します。

３．計画の公表、住民意見の反映

町のホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民の意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

# **参考資料**

**資料１　甲良町子ども・子育て会議条例**

平成25年9月27日

条例第25号

(趣旨)

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、甲良町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条　子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条　子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。

2　委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他教育長が必要と認める者のうちから教育長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2　会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条　子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他に関し必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の甲良町子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

甲良町

第３期子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月

発行／甲良町　教育委員会

〒522-0244　滋賀県犬上郡甲良町在士353-1